

NEWS

環境省主催 産業廃棄物処理に係る意見交換の場

平成31年2月5日（火）午後3時より愛知県名古屋市中区のローズコートホテルにおいて、環境省主催「産業廃棄物処理に係る意見交換の場」が開催されました。

意見交換には環境省から環境再生・資源循環局廃棄物規制課課長 成田浩司氏、同課長補佐 白鳥幹久氏、同主査 服部 弘氏、環境省中部地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課課長 水原健介氏、同調査官 板倉克宏氏、（公社）全国産業資源循環連合会（以下、「全産連」）専務理事 森谷 賢氏、同総務部担当部長 古川洋一氏、同主幹 日浦朋子氏をはじめ、中部四県（岐阜県・静岡県・三重県・愛知県）の担当者、政令市担当者、産業廃棄物協会会長、副会長、理事長、副理事長、理事等56名が出席しました。

はじめに、主催者である環境省の成田課長から、「今日の意見交換の場の趣旨ですが産廃行政は法律から通知、運用まで含めて色々な論点、課題があります。こういった問題について全産連から国と皆様を含め意見交換をするべきであるとの提案を受け、優良認定制度の見直し、廃プラスチック類に係る処理の状況、産業廃棄物処理業の振興等についての三つのテーマをご用意させていただいています。これから2時間弱ということになりますが、忌憚のない意見交換ができればと思っていますのでよろしくお願い致します。」と挨拶がありました。

最初のテーマの「優良認定制度の見直しについて」では、最初に愛知県から優良認定の事業の透明性に係る基準について、認証機関による認証制度とすることにより事務負担の軽減を検討してほしいとの意見があり、また、永井会長からは優良認定の申請書類で同じ書類を提出していても自治体により優良認定の判断に差があり、それを無くして欲しいことと優良認定を入札の要件とするなどのメリットの

拡大についての要望がありました。成田課長からは優良認定の判断に差がある事例があれば教えて欲しい、また、優良認定のメリットについては検討会の場で議論されており、環境省としても考えていきたいと思っているが、愛知県で起こった優良認定業者による水質汚濁防止法違反の事例が発覚し、優良認定制度そのものへの逆風が強いので、業界としても襟を正し、自治体も厳しく対応をして優良な業者を育てて欲しいと要望がありました。

二つ目のテーマの「廃プラスチック類に係る処理の状況について」では、三重県協会の井上副会長からは、取扱量が増え、RPFの原料に良質な廃プラスチック類が入るようになり、RPFとして受け入れていた廃プラスチック類を焼却処理しているが、焼却量が増え、受入上限に達しているのが安定型最終処分場に埋め立て処理をせざるを得ない状況との説明がありました。永井会長からは、愛知県では安定型処分場が少なく、管理型でも受け入れられず、また焼却費用が高いので県外に流出している状況の説明がありました。岐阜県協会の粥川理事長からは、岐阜県も同じような状況で、山積みの状態で保管基準違反の指摘を受けそうな施設もあると説明がありました。静岡県協会の新井副会長からは、浜松市も同じような状況で、ヤード会社も廃プラスチック類を積み上げている状況で焼却も受入困難となっていると説明がありました。環境省の服部主査から、廃棄物処理業者から排出事業者に値上げを要請しても理解が得られず、赤字であると聞くが事例はあるかとの質問がありました。岐阜県協会の粥川理事長からは、自社からの搬出先では昨年12月に値上げされ、4月にまた値上げをされると言われていると説明がありました。愛知県協会の小島副会長からは、廃プラスチック類の処理を一般廃棄物処理施設で取り

扱えるかの議論が必要との要望がありました。環境省の成田課長からは、一般廃棄物の処理施設で産業廃棄物である廃プラスチック類を受け入れる話は考え方としてあるが、非常に難しいと説明がありました。岡崎市をはじめ豊田市、静岡市、岐阜市からは、産業廃棄物の受入について処理施設の処理能力だけでなく住民の理解等を考慮する必要があり、産業廃棄物の受け入れは難しいとの説明がありました。愛知県協会の中野常務理事からは、すぐに対応できる措置として、保管基準の緩和があると要望がありました。環境省の成田課長からは、保管期間の延長について検討しているが、期間については慎重に判断する必要があり、緩和の対象業者については優良認定業者が想定されると説明がありました。



産業廃棄物処理に係る意見交換の場

愛知県協会の小島副会長から、愛知県では排出事業者の現地確認は第三者でも良いとされているが問題は無いかと質問に、環境省の服部主査からは、法的には努力義務であるので、全く現場を分からない排出事業者にも、現場の分かる第三者が同行することについては悪いとは言えないと説明がありました。愛知県からは、条例施行当初から義務化しており、委託前と委託中で確認を行うこととしているが、今回の改正により現地確認をしていない者を公表する規定を新たに設けた。排出事業者の負担軽減等を考慮して代理人（排出事業者の関係会社、同業者団

体等）に現地調査させ、報告を受ける方法も認めていると説明がありました。また、三重県協会の井上副会長からは、施設変更について手続きの簡素化を図ってほしいとの要望がありました。

その他として、愛知県協会の加山安全衛生委員長から、安全衛生の対策、教育を廃棄物処理業における許可要件にして欲しいとの要望がありました。これを受け、環境省の成田課長からは、安全は産業廃棄物処理業振興の第一歩であり、人材確保においても、大切だと考えているので、許可要件に労働安全衛生を入れることについて業界としての総意であれば対応を検討したいと回答がありました。また、成田課長からは廃棄物行政は規制のみではなく人材育成、適正処理の促進は三本の矢と考えているのでよろしく願いますとの言葉がありました。三重県からは、排出事業者が遠方の処理業者に委託していることもあるので、愛知県の条例を参考に、優良認定業者への委託については現地確認を緩和すること等を考えたいと説明がありました。全産連の森谷専務理事からは、環境省による廃プラスチック類処理施設整備の補助金増額はありがたいが、都道府県等とも廃プラスチック類問題を共有した上で、施設設置（変更）に係る廃棄物処理法の手続きの合理化及び建築基準法第51条ただし書きによる都市計画審議会の開催期間の短縮に配慮していただきたいと要望がありました。また、処理の高度化の観点から、低炭素化の取り組みに対して、産廃税収の活用の一つとして目を向けて欲しいと要請がありました。

環境省の成田課長からは、一般廃棄物と産業廃棄物の違いは一般の人にはわからないので、行政も法を犯すような悪質業者への指導を厳しくすることも必要であると結びの言葉を述べられ、意見交換の場は終わりました。

NEWS

<出席者>

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課
 課長 成田 浩司
 課長補佐 白鳥 幹久
 主査 服部 弘

環境省中部地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課
 課長 水原 健介
 廃棄物対策等調査官 板倉 克宏

岐阜県環境生活部廃棄物対策課 課長 篠田 範夫
 主任技師 長井 基幸

静岡県暮らし・環境部廃棄物リサイクル課
 課長 林 聖久

愛知県環境部資源循環推進課 課長 加藤 健治
 課長補佐 中根 知康
 同 廃棄物監視指導室 室長 吉田 幸男

三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課
 課長補佐兼班長 三浪 純子
 主査 荒木田真也

岐阜市環境事業部産業廃棄物指導課 課長 宮居 仁志
 主任 辻 誠

静岡市環境局廃棄物対策課 課長 長谷川 誠
 許可審査係長 萩原 竜也

浜松市環境部産業廃棄物対策課 課長 今井 重徳
 技術職員 長崎 光裕

名古屋市環境局事業部廃棄物指導課 課長 浅井 隆行
 係長 中村 晃

豊橋市環境部廃棄物対策課 課長 佐藤 実
 主査 竹野 宏

岡崎市環境部廃棄物対策課 課長 柴田 清仁
 主任主査 船山 哲

豊田市環境部廃棄物対策課 課長 神谷 氏年
 担当長 白木 房子

(公社)全国産業資源循環連合会 専務理事 森谷 賢
 総務部担当部長 古川 洋一
 主幹 日浦 朋子
 参与 土井 洪二

中部地域協議会 会長兼
 (一社)愛知県産業廃棄物協会 会長 永井 良一
 副会長 小島 晃
 副会長 平沼 辰雄
 専務理事 渡邊 修
 常務理事 近藤 千雅
 常務理事 中野 兼司
 安全衛生委員長 加山 昌弘
 福利厚生委員長 金田 英和
 収集運搬部会長 西山 幸光
 事務局長 小坂 元信

中部地域協議会副会長兼
 (一社)岐阜県産業環境保全協会 理事長 粥川 長司
 副理事長 澤田 裕二
 副理事長 丹羽 武
 専務理事 伊藤 誠紀

(公社)静岡県産業廃棄物協会 会長 鈴木 洋佑
 副会長 岩間 雄一
 副会長 新井 康久
 副会長 渡辺 和良
 専務理事兼事務局長 松浦 敏明

(一社)三重県産業廃棄物協会 会長 木村 亮一
 副会長 井上 吉一
 副会長 宮崎 正次
 理事 光友 裕昭
 理事 伊藤 靖則
 専務理事 筒井 照雄